

事 務 連 絡
平成20年9月17日

都道府県 障害福祉計画担当者 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課長補佐
(障害福祉計画担当)

障害福祉計画の作成に係るQ & Aについて

平素より障害者福祉施策の推進にご尽力賜り誠にありがとうございます。

さて、7月29日に開催しました全国障害福祉計画担当者会議の際にお示しした資料の内容等に関し各都道府県よりご照会いただきました事項につきまして、別添のとおりQ & Aとして整理いたしましたのでお送りいたします。

また、管内市町村に対し情報提供方よろしく願います。

(照会先)
障害保健福祉部企画課
障害計画係 高相、水村、新坂
TEL(代)03-5253-1111 (内)3009, 3021
FAX 03-3502-0892
E-mail : shougaikeikaku@mhlw.go.jp

第2期障害福祉計画作成に関する質問（平成20年7月29日担当者会議関係）

	質問内容	回 答
1	<p>○H18.5.11の全国障害福祉計画担当者会議における留意事項等について</p> <p>第1期計画の数値目標に係る「福祉施設」や「入所施設」の範囲、目標値を超えた場合の指定の取扱い等については、H18.5.11の全国障害福祉計画担当者会議で示されたところですが、これらの考え方については基本的に第2期計画でも踏襲されると考えてよいでしょうか。</p>	<p>第2期計画においても基本的に第1期計画の考え方を踏襲することとしているが、「区域」の考え方は、先日の担当者会議資料2のP12のように変更予定である。</p>
2	<p>○長期計画との関係について</p> <p>障害者基本法に基づく障害者基本計画が平成15年度～平成24年度で策定しており、一方で障害者自立支援法に基づく県障害福祉計画（第1期）を平成20年度までの計画を策定している。</p> <p>県においても、県障害者福祉長期計画（平成16年度～平成25年度）、その重点施策実施計画である県障害者プラン（前期・平成16年度～平成20年度）、県障害福祉計画（第1期）をそれぞれ策定しており、今年度障害福祉計画（第2期・平成21年度～23年度）及び障害者プラン（後期・平成21年度～平成25年度）の作成にあたり、これらの一歩化を考えている。その際、基本計画と障害福祉計画の終期にズレが生じる。今後、厚生労働省と内閣府で基本計画と障害福祉計画との関係について調整を行う予定はあるのか。</p>	<p>現在のところ、計画期間の調整を行う予定はない。</p>
3	<p>○障害者自立支援給付分析ソフトについて</p> <p>（日本福祉大学福祉政策評価センターで作成された「障害者自立支援給付分析ソフト」に関して）参考資料として配布された概要書の1ページに記載されていますこの分析ソフトを活用して作成される「分析報告書」ですが、障がい区分（身体・知的・精神・障害児）の別実績を把握できるとされておりますが、7ページのサービス別の給付実績の見本では、障がい区分ごとに表されておりません。障がい区分別に出力されないのでしょうか。</p> <p>大阪府及び市町村の障がい福祉計画のサービス量は、障がい種別ごとに見込んでいることから、障がい区分ごとに分析できれば非常に活用できるソフトになると考えております。ご確認のほどよろしくお願い致します。</p>	<p>当該ソフトで作成される「分析報告書」は、現状においては、サービス別の給付実績について障害区分毎にまとめて出力はされないため、必要な場合はマニュアルのP13以降に示されている「受給者データベース」を加工して活用願いたい。</p>
4	<p>○障害者自立支援給付支払い等システムデータの分析とあるが、具体的方法について教示する予定はないのか。また、障害者自立支援給付事業状況報告と比較して分析についてどういうメリットがあるのか。</p>	<p>分析方法について、具体的に教示する予定はないが、サービス種類毎に過去のデータ、計画値、利用者のニーズ、自治体で把握している独自データ等と比較等を行うことにより分析されたい。</p> <p>また、支払い等システムデータ（試験的ツールにより抽出されるもの）は、障害者自立支援事業報告と比較して、請求事業所数も含めたデータ分析を行うことができる。</p>

第2期障害福祉計画作成に関する質問（平成20年7月29日担当者会議関係）

	質問内容	回 答
5	○会議の際に紹介された日本福祉大学作成の「障害者自立支援給付分析ソフト」を市町村において活用する際には、市町村から改めて連合会からデータを送信してもらう必要があるのか。	当該ソフトは、配布したマニュアルのP1にもあるとおり、支払い等システムにより連合会から提供されているデータ（「受給者台帳情報」（E41）及び「点検済明細書情報」（E75）」）を取り込んで分析を行うものであるため、基本的に改めて連合会よりデータを送信してもらう必要はない。 しかしながら、一部の連合会においては、「受給者台帳情報」（E41）を各市町村へ送信していない場合もあることから、その場合は連合会あてにデータの送信を依頼した上で活用されたい。
6	○第1期計画策定時には、見込量等の中間報告があったが、今回は実施しないということによろしいか。また、計画策定後の最終的な数値に関する報告に関しては、実施時期及び報告様式はどのようになるのか。	第2期計画策定においては、第1期計画策定時にお願いした中間報告的なものをお願いしない予定である。 また、計画策定後の報告については、21年4月末頃に依頼をさせていただきたいと考えているが、様式等については未定である。
7	○県内で21年度中に合併を予定している市町村がありますが、その場合の取り扱い、どのようにすべきでしょうか。	市町村合併における取り扱いについては、平成17年3月18日の障害保健福祉関係主管課長会議におけるQ&Aのとおり、合併後の市町村に係る障害福祉計画として策定し直すこととなる。
8	○会議資料3のP5の自治体における計画策定スケジュール（案）の中で、「作成委員会等」の開催が2月上旬になっていますが、このスケジュールでは年度内の作成はできないと考えますがいかがでしょうか。	資料の中で「作成委員会等の開催」と記載したのは、複数回委員会等を開催することを前提として最終の委員会の時期を記載したものである。 会議でもご説明したとおり、スケジュールは参考にお示ししたものであり、各自治体においてご検討願いたい。
9	○会議資料2のP11に、訪問系サービス及び相談支援事業者について、各市町村において事業を実施する事業者を最低1か所確保するとあるが、事業者が所在していない市町村であっても、事業者のサービス提供の実施地域に当該市町村が含まればよいと理解してよろしいか。	お見込みのとおり。（資料2P11右欄参照。）

第2期障害福祉計画作成に関する質問（平成20年7月29日担当者会議関係）

	質問内容	回答
10	<p>○県障害福祉計画と社会福祉施設整備費国庫補助金の採択要件について H20.2.14付け障害福祉課長通知「平成20年度社会福祉施設等施設整備費（障害保健福祉部分）の国庫補助に係る協議について」の記3の（1）により、「障害福祉計画の趣旨・内容に沿った整備事業であることが必要」とありますが、圏域毎の基盤整備年次計画を策定した場合、この計画の必要量を超える施設整備は不採択となるのでしょうか？あるいは、個々の市町村の障害福祉計画に施設整備の必要性が位置付けられていれば採択の可能性はあるのでしょうか？</p> <p>もし圏域の基盤整備年次計画との整合性が採択の絶対条件になるなら、圏域全体では必要量を充足しているサービスについても、特に必要な場合は圏域の基盤整備年次計画に盛り込むことができるのでしょうか？</p> <p>併せて、施設整備国庫補助採択との関係で、障害福祉計画における目標値の設定について注意すべき点があれば御教示ください。 （理由） 日中活動サービスについては、障害者が通える距離にあることが不可欠です。 例えば、A町では障害者が通える近隣町村に施設がないが、同圏域のB市とC市には必要量を超える施設があるため、圏域全体では目標値を充足しているような場合、A町に施設を整備したいのに圏域の基盤整備年次計画との不整合により不採択になるようでは、必要なサービス基盤整備に支障をきたすことが懸念されます。</p>	<p>今回、圏域等の単位でサービス見込量等を定める場合は、当該圏域で定める量と当該圏域内の市町村が定める量の合計は、整合性がとれていなければならないため、その点に留意して圏域単位の見込量等を設定されたい。</p>
11	<p>○基盤整備計画について 資料3の中で、「立ち後れている地域においては、年次ごとの整備計画を達成するように」とありますが、基本的に全圏域について作成するという考え方でよいのか（説明会の時にご説明がありました。再度の確認です）。</p>	<p>会議資料3P2参照。</p>
12	<p>○指定障害福祉サービスの計画的な基盤整備の方策について 第2期計画において「必要な事業所数を見込み、必要となる事業所にかかる年次毎の整備計画を作成する」となっています。平成23年度に必要となるサービス見込量を見込むことは可能ですが、具体的な整備については各県・市町村とも一般財源の支出を伴うものであり、現在の県・市町村の財政状況において平成23年度までの整備計画を第2期計画上に明記することは困難であると考えられます（財政部局の了承が得られない）。整備計画の明記は必須事項なのでしょうか。</p> <p>また、整備計画については、①整備可能な実効性のある計画、②平成23年度に必要となるサービス見込量に対して不足する整備計画（希望的観測）が考えられますが、整備計画に対して国はどのように考えているのでしょうか。</p> <p>なお、整備計画を全国集計した場合、必要となる財源について国は予算措置する考えがあるのでしょうか。</p>	<p>圏域等の単位での基盤整備（事業所数の見込み）については、サービス量は見込むことができても、当該数値が具体的な基盤整備に結びつかない場合も多いことから、取組みをお願いしているものである。よって、基本的に必須事項と考えているが、都道府県において、平成23年度までの整備数について財政部局の理解が得られない場合については、可能な範囲で必要な事業所数を見込まれたい。</p> <p>なお、国においては、全国の整備計画の状況を踏まえ、必要な予算の確保に努めてまいりたい。</p>
13	<p>○サービス見込量に対する考え方を見直しに関する事項（資料2の25ページ） サービス見込量とともに利用者数を明記することとなっているが、「延べ利用者数」ではなく「実利用者数」と算定してよいか。</p>	<p>お見込みのとおり、実利用者数の見込みを明記されたい。</p>

第2期障害福祉計画作成に関する質問（平成20年7月29日担当者会議関係）

	質問内容	回答
14	<p>○障害保健福祉圏域ごとのビジョンについて 第2期障害福祉計画において、次のことを記述する必要がある かどうか、ご教示いただきたい。</p> <p>① 圏域ごとの障害福祉サービス給付の金額の現状と見通し</p> <p>② // 自立支援医療給付の金額の現状と見通し</p> <p>③ // 精神及び行動の障害に係る医療費の金額の現状と見通し</p> <p>④ // 介護保険給付の金額の現状と見通し</p> <p>⑤ // 国民医療費の金額の現状と見通し</p> <p>⑥ // 特別支援学校卒業生（中学部、高等部）の現状と見通し</p> <p>⑦ // 雇用者（全雇用者の人数、うち障害者の人数、うち福祉施設からの移行者の人数）の現状と見通し</p>	<p>圏域等の単位で見通しを立てる場合に明らかにしていただくのは、指定障害福祉サービスの内容と量であるため、ご質問の内容については、基本的には計画に記載する必要はない。ただし、圏域毎の状況を把握・分析する上では必要なデータと考えられるため、計画に記載する際には、圏域の状況が分かるデータとして併せて記載することが望ましいと考える。</p>
15	<p>○目標値・サービス見込量について ・資料3の4ページに「第1期計画の実績や障害者のニーズや動向等を踏まえ適切に見込むことが必要である。」とあるが、具体的方法について教示する予定はないのか。 ・同ページに目標値の出発時点は第1期障害福祉計画作成時点とあるが、サービス見込量については、21年度から23年度の見込を立てるだけでいいのか。</p>	<p>具体的方法についてお示しする予定はない。サービス量についてはお見込みのとおり、平成21年度から23年度までの見込み量を計画に盛り込んでいただくこととなる。</p>
16	<p>○課題への対応が立ち後れているとの判断基準は、各都道府県・市町村で判断するとの回答であったが、障害保健福祉圏域ごとに各サービスの利用実績がサービス見込量を上回っていれば立ち後れていないとの判断でよろしいか。</p>	<p>課題への対応が立ち後れている地域については、都道府県が中心となり、市町村と協議の上判断されたい。判断する際には、障害福祉計画上の見込量に対して実績が上回っていれば、基本的に必要なサービス量が提供されているものとするが、市町村によっては、第1期計画策定時の見込量が十分ではない場合も考えられるため、各市町村の状況をよく把握し判断されたい。</p>
17	<p>○「新規入所者に対する考え方の明確化」に関し、「新規入所が真に必要と判断される者」の例として「ケアホーム等での対応が困難な者」があげられているが、他にどのような例が考えられるか。 これに該当する者の数の如何が目標値に大きく影響してくることから、より具体的に列挙していただきたい。あるいは都道府県又は市町村において、これについての独自の「定義」を設けてよいか。</p>	<p>今回お示しした新規入所者に対する考え方は、これまで指針の別表第3において施設入所支援のサービス見込量の考え方としてお示してきたものであり、考え方を変更したものではありません。よって、このことにより、このことが数値目標に影響するとは考えられない。また、「等」とは、ケアホームのほかグループホーム、福祉ホーム等を想定している。</p>

第2期障害福祉計画作成に関する質問（平成20年7月29日担当者会議関係）

	質問内容	回 答
18	<p>○本県は、地理的・交通条件から一圏域の人口規模が小さく、施設が偏在しており、入所施設の無い圏域も存在する。このような現状において平成23年度までの圏域毎の基盤整備計画を作成した場合、圏域の基盤整備量は、当該圏域でサービスを受ける人（他圏域からの受給者含）が必要とするサービス見込み量とは一致するが、当該圏域内の市町村が見込むサービス見込み量計（市町村の支給決定する分の計）とは一致しない。</p> <p>圏域ビジョンに掲載すべきサービス見込み量とは、①当該圏域でサービスを受ける人（他圏域からの受給者含）が必要とするサービス見込み量、②当該圏域内の市町村が見込むサービス見込み量計（市町村の支給決定する分の計）のいずれを想定しているのか。</p>	<p>サービス見込量については②である。</p>
19	<p>○圏域単位での基盤整備計画については、1か所当たりの定員が何人であるかによって必要な事業所数が変わってくるため、「〇か所」は適当ではないと思うが、この点についてどのように整理すればよいか。</p>	<p>事業所数と定員の考え方については、基本的には圏域単位で議論する際に、どの地域にどの程度の規模の事業所を整備するかについても議論されることを想定しているため、その中で決まるものと考えている。また、仮に個々の事業所についての定員規模まで議論できない場合は、県内事業所の平均的な定員規模を使用するなどの方法が考えられる。</p>
20	<p>○圏域単位での基盤整備計画（事業所の整備計画）における他県調整、圏域調整とは具体的にどのような作業を想定されているのか。</p>	<p>圏域等の単位での基盤整備計画を策定する際には、基本的には当該圏域内の市町村が見込むサービス見込量をもとに基盤整備計画を立てるが、他県や他圏域の利用者が多数存在する場合は、可能な範囲で当該他県他圏域の市町村に確認し、自圏域に影響する見込量の動向を把握し、必要整備数を見込む際に当該数字を一定程度考慮して整備計画を立てることが必要である。</p>
21	<p>○市町村計画の策定に関する事項にも、基盤整備量等について同様の記述が追加とのことであるが、市町村単位での基盤整備計画が必要ということか。</p> <p>また、策定された圏域ごとのサービス供給体制の見通しや整備計画は、都道府県計画のみならず市町村計画にも記載する必要はあるか。</p>	<p>圏域等の単位でサービス供給体制の見通しや整備計画を策定する場合は、関係する市町村の障害福祉計画へもその内容を反映させる必要がある。よって、関係する市町村の障害福祉計画におけるサービス見込量と整合性がとれたものとする必要がある。また、圏域等の単位で作成した整備計画における当該市町村に関連する部分（当該市町村において整備する部分）については、当該市町村の障害福祉計画にも記載する必要がある。なお、記載する際は、関連する部分のみ記載する方法、圏域全体を記載するとともに、その内数として当該市町村分を表示する方法のいずれかにより記載されたい。</p>
22	<p>○1期計画において「指定相談支援の種類ごとの必要な見込み量」とは「サービス利用計画策定対象者数」とであるとされていたが、今回追加される「相談支援事業者についてもその確保に努めること。」とは、「サービス利用計画策定」のサービス見込み量を確保するために必要な事業者数を確保するという解釈でよいのか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>

第2期障害福祉計画作成に関する質問（平成20年7月29日担当者会議関係）

	質問内容	回 答
23	<p>○障害者の地域生活への移行促進に関して、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による取り組みを明確に位置づけることと示されているが、都道府県はもちろん、市町村においてもこの「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による取り組みを位置づけなければならないということでしょうか。</p> <p>本県においては、モデル的に実施することで準備しており、県内全市町村で実施するわけではないので、全市町村の計画に記載させることはなじまないと考えられますが。</p>	<p>「精神障害者地域移行支援特別対策事業」は、都道府県事業のため、当該事業による退院者数及び必要なサービス見込量を明記する必要があるのは、都道府県計画となる。</p> <p>市町村においては、これらについて計画に記載する必要はないが、退院者が地域生活へ移行する際に、必要なサービスが提供できるよう、体制を整えられたい。</p>
24	<p>○退院可能精神障害者の減少目標値について</p> <p>本県における第1期計画の退院可能精神障害者の減少目標値については、国から示された14年度患者調査の結果に基づき算出しました。しかし、この値は実態を反映していないのではないかと意見もあり、この値では目標値に対する実績値を具体的に把握することや、病院から地域移行する方のサービス必要量を実態的に見込むことが困難となっております。そのため、群馬県では今年度独自に調査を行い、退院可能精神障害者を把握するとともに、調査結果に基づき地域移行の目標値を見直す予定であり、市町村にも同様に見直すよう通知しているところです。県独自の調査結果により、第2期計画の目標値を見直すことについて、差し支えないでしょうか。</p>	<p>国としては、都道府県の独自の調査やそれに基づく取組の実施を妨げるものではないが、会議資料3においてご説明したとおり、第2期計画の減少目標値としては、第1期計画の目標値をそのまま記載していただきたいと考えている。</p>
25	<p>○「精神障害者地域移行支援特別対策事業」にかかる目標数値、サービス見込み量についての記載は、退院可能精神障害者数の目標値やそれぞれのサービス見込み量の欄に掲載するのではなく、まとめて別掲としてよいか。</p>	<p>「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による退院者数及びサービス見込量は、第1期計画の減少目標値及び必要なサービス見込量の内数ということになるが、記載方法は、当該事業による退院者数及びサービス見込量として分かるよう、別立てで記載されたい。</p>
26	<p>○退院可能精神障害者数及びその減少目標値について、第1期計画で設定した数値を踏襲するという事は、18年度における数値が14年度患者調査の数値であったことから、21年度における数値を想定する場合、17年度患者調査の数値を使用してよいか。</p>	<p>国としては、会議資料3においてご説明したとおり、第2期計画の減少目標値については、第1期計画に盛り込まれている減少目標値をそのまま記載していただきたいと考えている。</p>
27	<p>○「精神障害者地域移行支援特別対策事業」にかかる目標数値、サービス見込み量についての記載を義務づけることについて、明確な理由を示されたい。</p>	<p>「精神障害者地域移行支援特別対策事業」は、全国的な取組として退院可能精神障害者が地域生活へ移行するための重要なツールとなるものであり、このため、平成20年7月9日の都道府県精神障害者地域移行支援担当課長等会議においても全圏域における積極的な事業実施についてお願いしたところ。その意義等については、各都道府県におかれても十分ご認識いただいているものと理解しており、地域移行施策の進捗状況を把握する観点から、今回障害福祉計画上に位置付けたもの。</p>

第2期障害福祉計画作成に関する質問（平成20年7月29日担当者会議関係）

	質問内容	回答
28	○「精神障害者地域移行支援特別対策事業」以外の退院可能精神障害者は、どのような方法により退院させることを想定しているのか。	退院可能精神障害者の地域生活への移行に関する施策については、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」のほか、これまでに、医療面においては、医療計画の基準病床算定式の見直しや地域移行支援に係る診療報酬の累次の改定、福祉面においては、障害者自立支援法の施行による相談支援の制度化、障害福祉計画による必要なサービス量の確保を行ってきているところであり、都道府県においては、これらを活用し総合的な取組を進められたい。
29	○地域自立支援協議会の具体的機能・在り方について、計画上明確化するとあるが、県計画・市町村計画のどちらにも盛り込む必要があるのか。	地域自立支援協議会のあり方について記載していただくため、基本的には、市町村計画に記載することが必要である。
30	○地域自立支援協議会については、与党PT報告書にもあるとおり、法令上の位置付けが明確でないという課題があるが、今後、障害者自立支援法（以下「法」という。）を改正することにより明文化されるのか。あるいは、今回、法において策定が義務づけられている障害福祉計画上に、地域自立支援協議会の在り方等を盛り込むことにより、法令上の位置付けを明らかにするという事なのか。	法律上の位置付けについては、今後の制度見直しに関する議論等を踏まえ検討していくこととなる。
31	○一般就労への移行支援の強化に関する事項について（資料2の21ページ） 工賃倍増5か年計画は都道府県障がい福祉計画への記載を、官公需にかかる福祉施設の受注機会の拡大については、都道府県障がい福祉計画及び市町村障がい福祉計画への記載を想定されていると思われるが、それなら、別表第2及び第4表の変更が必要ではないか。	工賃倍増5か年計画等については、既に他の計画で取り組んでいるものについて、障害福祉計画においても記載することにより、広く障害者や事業者等に周知することによりその促進を図るものであるため、改めて障害福祉計画において別表に記載することは予定していない。
32	○一般就労への理解の促進、工賃倍増計画、官公需の受注機会拡大等については、重点施策実施5か年計画に記載のある事項でもあり、障害者計画に盛り込み、実施に取り組むものとする。よって福祉計画に重複して盛り込む必要はないと思われるが、障害者計画と障害福祉計画の違いについてどのように整理すればよいか。 （本県では重点施策実施5か年計画に基づき、現在、県障害者計画の改定作業中であり、同内容を盛り込む予定。）	障害者計画と障害福祉計画を一体的に作成する自治体においては、障害者計画部分に記載されていれば改めて記載する必要はない。他方、障害者計画と障害福祉計画を別々に作成する自治体においては、当該部分について障害福祉計画にも記載されたい。
33	工賃倍増5か年計画について、障害福祉計画への位置付けをするのは都道府県計画のみでよいか。	お見込みのとおり。

第2期障害福祉計画作成に関する質問（平成20年7月29日担当者会議関係）

	質問内容	回答
34	<p>○虐待防止に対する取組みの強化に関する事項（資料2の24ページ）</p> <p>「また、市町村においては、住民からの虐待に関する通報があった場合にどのような対応を行うのか関係者の合意による対応システムについて検討しておくことが必要であり、例えばそのために地域自立支援協議会を活用することも想定される。」と記載されている。</p> <p>しかし、児童や高齢者と違い虐待対応についての根拠法令がなく対応が困難な状況において、国は、地域自立支援協議会をどう活用し、適切に対応することを考えておられるのか。検討されている案があればご教示願いたい。</p> <p>また、「市町村障がい福祉計画の作成に関する事項」ではなく「都道府県障がい福祉計画の策定に関する事項」の中にあえて記載している意図はなにか。</p>	<p>虐待に対する取組みについては、一義的には警察等との関係から都道府県が中心となって取り組む必要があるが、市町村単位でも関係機関とのネットワークの構築により未然の防止につながるケースも少なくない。このようなネットワークを構築する際に具体的な場面で地域自立支援協議会の活用が考えられるものである。</p>
35	<p>○虐待の防止に関する取組みについては、第1期計画の指針会議資料で提示された2期計画の指針案においては、都道府県計画において定める事項となっているが、市町村計画においては特段記載する必要がないという理解でよいか。また、記載する必要がある場合は、どのような内容を記載する必要があるか。</p>	<p>都道府県計画において、指針案に記載された内容に留意しつつ、市町村への支援を含めた今後の取り組みを記載していただければよいと考えている。このため、市町村計画においては、必ず記載する必要はない。</p>
36	<p>○地域生活支援事業について（障害福祉計画における基本指針・室長通知の改正について）</p> <p>改正点の内、「手話奉仕員等の人材養成の目標値の設定」は、都道府県又は市町村の何れの事業において設定する項目となるのか、明らかにされたい。また、手話奉仕員等とあるが、「等」は何を指しているのか。</p> <p>加えて、地域生活支援事業にかかる策定指針（室長通知）は、いつ頃お示ししていただけるでしょうか。</p>	<p>目標値は、市町村の必須事業であるコミュニケーション支援事業の円滑な実施を図るため、その人材養成研修事業を実施する都道府県又は市町村が設定するものである。設定の対象は、手話通訳奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員、手話通訳者を想定している。なお、室長通知は、障害福祉計画に係る策定指針（告示）の全体案をお示しする頃に、各都道府県に対して情報提供することとしたい。</p>
37	<p>○施設からの地域移行実績調査の実施について</p> <p>入所施設からの地域移行実績について、平成19年10月に国が実施したのと同様な調査を20年度も全国的に実施する予定があるでしょうか。</p>	<p>詳細は未定であるが、何らかの調査を実施することを検討しているので、ご協力をお願いしたい。</p>